

## ボーイスカウト県南地区協議会規約

### (名称)

第1条 ボーイスカウト福島連盟規約第66条により、県南地区協議会と称する。

### (目的)

第2条 県南地区協議会は、日本連盟の定款及び教育規程に従い、福島連盟の方針及びプログラム等を地区内で効果的に実施し、県内のスカウト運動を推進する。

2 地区内の地理的条件、加盟団の状況等を勘案し、団相互の協力体制を築き上げる。

### (構成)

第3条 ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）に加盟登録をした県南地区内のすべての団（以下「加盟団」という）によって組織される。

### (事務所)

第4条 県南地区協議会の事務所は、県南地区事務局長宅内におく。

### (地区の組織)

第5条 県南地区は、福島連盟の目的を達成するため、地区内の加盟団で構成する地区協議会を組織する。

- ① 県南地区協議会は、地区協議会長の招集により、定例会及び必要に応じて開催され、協議会長が議長となる。
- ② 地区協議会の構成、運営等に関する事項は、別に定める。
- ③ 地区協議会は、運営委員会及び特別委員会を設けることができる。

### (総会)

第6条 県南地区協議会は、毎年度4月に年次総会を開催する。また必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会は、地区協議会長が招集する。

### (総会の構成)

第7条 総会は次の各号に掲げる議員をもって構成する。

- ① 加盟員で加盟団を代表する者 各1人

- ② 県南地区協議会規約第5条による役員
- 2 議長は、協議会長より指名を受けた者、あるいは総会の都度議員の中から選出する。

(総会)

第8条 次の事項は、年次総会の承認を受けるものとする。

- ① 前年度の事業報告及び決算に関すること。
- ② 当年度の事業計画及び予算に関すること。
- ③ 役員を選任に関すること。
- ④ 団負担金及び徴収方法に関すること。
- ⑤ 本規約の制定及び改正に関すること。
- ⑥ その他重要事項に関すること。

(役員選考委員会)

第9条 各団ごとに選出された1人ずつの選考委員と、地区協議会長が指名した若干の選考委員をもって選考委員会を開き、候補者の推薦を行い、総会においてこれを選出する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とし、コミッショナーを除き任期の最終年度の総会終了時までとする。

2 役員が退任する時には、後任者が就任するまでの間、なお、その任務を行う。

(名誉役員)

第11条 県南地区協議会には、顧問、名誉委員長、相談役を総会の議を経ておくことができる。

2 任期は4年とし、再任を妨げない。

(地区役員)

第12条 県南地区の役員は、次に掲げる者をもって構成する。

地区協議会長及び地区協議会副会長

地区委員長及び地区副委員長

地区コミッショナー及び地区副コミッショナー

運営委員会及び特別委員会の委員長

事務局長

会計監査

(地区協議会長)

第13条 地区協議会長は、地区総会において選出され、県南地区内のスカウト運動を代表する。

任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は年次総会時とする。

(地区委員長)

第14条 地区委員長は、地区委員会を主宰し、議長となる。

任期は、2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は年次総会時とする。

(地区コミッショナー)

第15条 地区コミッショナーは、スカウト教育について純正な推進を図り、教育面及び指導面で地区を代表する。

地区コミッショナーの推薦に当たっては、コミッショナー研修所を修了した者又は、就任後できるだけ速やかにコミッショナー研修所を修了できる者であること。

2 地区コミッショナーの任期は2年とし、再任を妨げない。この場合における更新は6月30日とする。

(地区事務局長)

第16条 事務局長の任務は次のとおりである。

- ① 県南地区協議会の議定のもとに事務を執行する。
- ② 県南地区協議会の開催準備並びに各委員会開催の管理をする。
- ③ 地区行事、各種委員会の事務局業務を行う。

(会計担当)

第17条 県南地区協議会に会計処理をする担当者1名を置く。

担当者の選任は年次総会で選出し、任期は、2年とし、再任を妨げない。

(活動資金)

第18条 県南地区協議会の活動資金は次に掲げるものによる。

- ① 団負担金
- ② 補助金
- ③ 寄付金
- ④ その他

(会計年度)

第 19 条 県南地区協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(会計監査)

第 20 条 県南地区協議会の決算は、会計監査人の監査を受け、年次総会に報告しその承認を受けなければ

(その他)

第 21 条 この規約に定めのある場合を除き、県南地区協議会の運営はすべて日本連盟教育規程及びその細則の示すところによる。

付 則

1 本規約は平成 29 年 4 月 2 日から制定施行する。